

令和 8 年度

天理市保育所等利用案内



※入所申請の受付順は入所選考には一切影響しません。

令和 8 年 4 月の入所申請につきましては、受付開始直後や申請期間終了日付近で、窓口が大変込み合うことが予想されます。

混雑が予想される日程や時間帯は可能な限り避け、余裕をもって申請を行ってください。また、可能な限り少人数でのご来庁をお願いします。

なお、郵送申請またはオンライン手続も可能です。

【令和 7 年 10 月版】



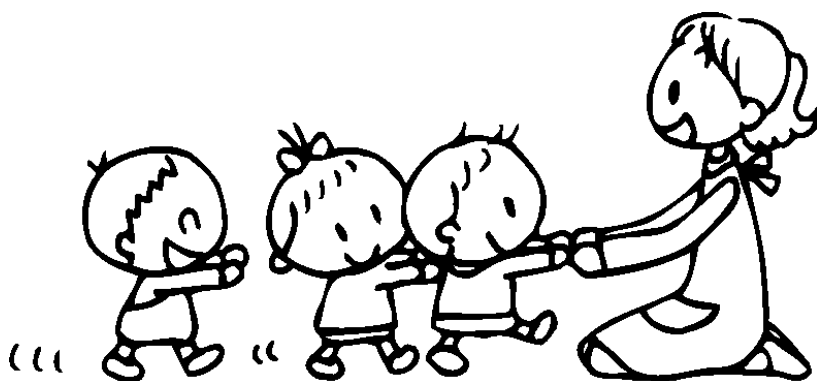
天理市 幼保こども園課



【目 次】



教育・保育施設について、年齢別クラス	…P.3
入所申請・保育所利用までの流れ	…P.4
天理市内保育所等施設一覧	…P.5～P.7
支給認定について	…P.8～P.9
保育所等の利用申請について	…P.10～P.11
利用調整（入所選考）について	…P.12
入所選考基準表	…P.13
加算・減算基準表	…P.14
同一指数時の順位表	…P.15
保育料について	…P.16
保育料の支払いについて	…P.17
天理市保育料徴収金基準額表	…P.18
給食費について	…P.19
階層区分と給食費について	…P.20
広域利用について	…P.21～P.22



教育・保育施設について

○保育所

保護者が就労等のため、こどもを家庭で保育できない等、保育を必要とする条件を満たしている場合に、0歳児から5歳児(小学校入学前まで)のこどもを預かる施設です。

○小規模保育事業所

比較的小規模できめ細やかな保育を実施します。定員は、6人から19人以下です。0歳児から2歳児までのこどもを保育する施設です。3歳児以降は、事業所が定める連携施設や幼稚園の預かり保育等を利用して教育・保育を行います。

○幼稚園

3歳からのこどもが入園できる教育施設です。公立の場合は、基本的に居住している小学校区の幼稚園に通うことになります。

○認定こども園

保育所と幼稚園の両機能を併せ持つ施設です。保育認定を受けるこどもと教育認定を受けるこどもに、一体的に教育・保育を行います。保護者の就労等の状況に変更があった場合でも、認定区分の切り替えを行うことで、満3歳以上のこどもは引き続きこども園を利用できます。

ただし、教育部分(幼稚園コース)から保育部分(保育コース)への変更を希望する場合は、利用調整(入所選考)を行いますので、必ず変更できるとは限りません。

- ・教育部分(保育を必要としない満3歳から5歳児まで)
- ・保育部分(保育を必要とする0歳児から5歳児まで)

※保育所・小規模保育事業所・認定こども園(保育部分)を利用するには、保育を必要とする事由が必要です。

令和8年度 年齢別クラス

クラス (実施年齢)	生年月日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

入所申請について

入所を希望される施設により、申請場所が異なりますのでご注意ください。

【幼稚園・認定こども園の教育部分を希望する場合】

入園を希望する幼稚園・認定こども園に申請してください。

申請方法等の詳細は、ご希望の園にお問い合わせください。

【保育所・小規模保育事業所・認定こども園の保育部分の利用を希望する場合】

幼保こども園課窓口、郵送またはオンラインで手続きしてください。（オンラインでの手続きの詳細については天理市ホームページをご参照ください。）

[申請書類配布場所]

- ・天理市役所2階 幼保こども園課窓口
 - ・天理市ホームページからもダウンロードできます。
- 「天理市 保育所申請」で検索してください。

保育所・小規模保育事業所・認定こども園の保育部分利用までの流れについて

1. 幼保こども園課窓口またはホームページから利用案内・申請書類を受け取ります。
2. 申請期限までに、幼保こども園課窓口、郵送またはオンラインにて提出してください。申請前に希望される施設の見学をお願いします。
3. 市が支給認定を行います。保育所等の利用が決定する前に、支給認定証が必要な場合は、幼保こども園課にご連絡ください。
4. 申請者の希望や家庭および保育所等の状況に応じて、市が利用調整を行います。
5. 利用調整後、入所の可否（内定または保留）について書面で通知します。
6. 内定された場合は、内定先の保育所等で、入所説明会にて説明を受けてください。
7. 入所保留になった場合は、翌月以降も継続して利用調整を行います。（希望施設の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、各月の申請期限までに、すみやかに変更の手続きをしてください。）

天理市内 保育施設一覧

保育時間には保護者の就労等の状況により「保育短時間」と「保育標準時間」の2つの認定があります。

保育所	定員	受入可能年齢	保育時間(平日)	開所時間 (延長保育含む)	土曜日開所時間	設置主体
中央保育所 田部町 553 0743-62-4179	160	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	天理市
嘉幡保育所 嘉幡町 425 0743-64-1850	100	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	天理市
朝和保育園 兵庫町 310-1 0743-67-1611	149	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:00～18:00	7:00～20:00	7:00～17:00	社会福祉法人 愛和会
ひまわり保育園本園 杉本町 174-2 0743-63-2137	142	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	社会福祉法人 しののめ会
(ひまわり保育園分園) (前裁町 341-2) (0743-63-3324)	(28)	満 6 ヶ月以上～ 2 歳児クラスまで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	
柳本保育園 遠田町 511-1 0743-67-1612	120	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:00～18:00	7:00～19:00	7:00～17:00	社会福祉法人 愛和会
ニチイキッズ天理川原城保育園 川原城町 828 0743-69-5038	90	満 3 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:00～19:00	7:00～19:00	株式会社 ニチイ学館

※保育施設ごとに保育方針・休園日・雑費等の徴収額等が異なります。詳しくは各保育施設へ事前にお問い合わせください。

認定こども園	定員	受入可能年齢	保育時間(平日)	開所時間 (延長保育含む)	土曜日開所時間	設置主体
丹波市南こども園 勾田町 92 0743-62-4786	(保育)117 (教育)75	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	天理市
前裁こども園 杉本町 243-1 0743-63-4615	(保育)76 (教育)180	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	天理市
櫛本北こども園 櫛本町 1765-1 0743-84-5545	(保育)102 (教育)45	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	天理市
やまだこども園 山田町 1560 0743-69-2426	(保育)60 (教育)15	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:00	7:30～17:00	天理市
天理認定こども園カレス学園 櫛町 544 0743-65-0056	(保育)60 (教育)12	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 7:00～16:30 保育標準時間 7:00～18:00	7:00～19:00	8:00～12:30	学校法人 吉住学園
天理認定こども園前裁学園 富堂町 232-1 0743-63-0666	(保育)180 (教育)20	満 6 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 7:00～16:30 保育標準時間 7:00～18:00	7:00～19:00	8:00～12:30	
天理こだま認定こども園 富堂町 300-57 天理メディカル イースト内3F・4F 0743-63-7070	(保育)20 (教育)11	満 3 ヶ月以上～就学前まで	保育短時間 9:00～17:00 保育標準時間 7:30～18:30	7:30～19:30	7:30～18:30	社会福祉法人 希望の会

※保育施設ごとに保育方針・休園日・雑費等の徴収額等が異なります。詳しくは各保育施設へ事前にお問い合わせください。

小規模保育事業所 A 型	定員	受入可能年齢	保育時間(平日)	開所時間 (延長保育含む)	土曜日開所時間	設置主体
すくすく KIDS 広場 上総町 282 0743-68-1611	9	満 6 ヶ月以上～ 2 歳児クラスまで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 -	8:00～17:00	閉所	社会福祉法人 愛和会
天理すこやか保育園 富堂町 212-1 0743-21-2525	19	満 3 ヶ月以上～ 2 歳児クラスまで	保育短時間 8:00～16:00 保育標準時間 7:00～18:00	7:00～19:00	7:00～18:00	NPO 法人 子育てすこやか サークル
ニチイキッズ天理別所保育園 別所町 80-6 0743-69-4866	19	満 3 ヶ月以上～ 2 歳児クラスまで	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30	7:00～19:00	7:00～19:00	株式会社 ニチイ学館

小規模保育事業所の連携施設

保育施設名	連携施設		
	①保育内容の支援	②代替保育の提供	③優先受入枠の設定(卒園時)
すくすく KIDS 広場	朝和保育園・柳本保育園	朝和保育園・柳本保育園	朝和保育園・柳本保育園
天理すこやか保育園	ひまわり保育園・朝和保育園・ 柳本保育園	田原本すこやか保育園・奈良すこやか 保育園・古都すこやか保育園・朝和保育園	市内公立幼稚園・こども園(1号)
ニチイキッズ天理別所保育園	ニチイキッズ天理川原城保育園・ 市内公立幼稚園・市内公立保育所	ニチイキッズ天理川原城保育園・ニチイキッ ズ奈良三条保育園・ニチイキッズ伏見菅原 保育園・ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	ニチイキッズ天理川原城保育園 市内公立幼稚園・こども園(1号)

※小規模保育事業所について

- ・ 0 歳児から 2 歳児までのこどもを保育する施設です。卒園後は、優先的に保育の継続性を維持できるように、4 月入所申請児童には、卒園翌年度の利用調整時に調整指数が加算されます。ただし、入所を確約するものではありません。
- ・ 連携施設の種類の、①保育内容の支援（集団保育の機会設定、保育の提供に関する相談等の支援を行う）、②代替保育の提供（職員の病気、休暇時に保育の提供を行う）、③優先受入枠の設定（卒園後、連携施設において教育保育を提供する）です。
- ・ 保育施設ごとに保育方針・休園日・雑費等の徴収額等が異なります。詳しくは各保育施設へ事前にお問い合わせください。

支給認定について

(1) 支給認定を受けるにあたり必要な事由

保育所や認定こども園等を利用する際には、保育の必要性に応じて保護者が支給認定を受けていただく必要があります。認定の申請は、保育の利用申請と兼ねています。

対象	認定区分		主な利用施設
児童が満3歳以上で、幼稚園・認定こども園（教育部分）を希望する方	1号認定		幼稚園・認定こども園（教育部分）
児童が満3歳以上で、保育所等を希望する方	2号認定	標準時間	保育所・認定こども園（保育部分）
		短時間	
児童が満3歳未満で、保育所等を希望する方	3号認定	標準時間	保育所・認定こども園（保育部分）・ 小規模保育事業所
		短時間	

(2) 2・3号の支給認定を受けるにあたり必要な事由

- | | |
|----------------|---|
| ①就労（外勤・自営・内職等） | ⑥求職活動 |
| ※月64時間以上の就労が必要 | ⑦就学・職業訓練 |
| ②妊娠・出産 | ⑧育児休業中に、すでに保育を利用している
児童がいて継続利用が必要な場合 |
| ③保護者の疾病・障がい | ⑨その他、上記に類する状態として市が認める
場合 |
| ④親族の介護・看護 | |
| ⑤災害復旧 | |

※児童が満3歳未満の場合、認定の有効期間については「児童が満3歳に到達する日の前日（誕生日の前々日）まで」となります。満3歳到達時に、新たな支給認定証を送付します。（手続きは不要です。）

(3) 保育所等を利用できる保育必要量の認定

保護者の状況に応じ、保育を受けられる必要量を認定します。認定された時間以上の保育を必要とする場合は、延長保育をご利用ください。

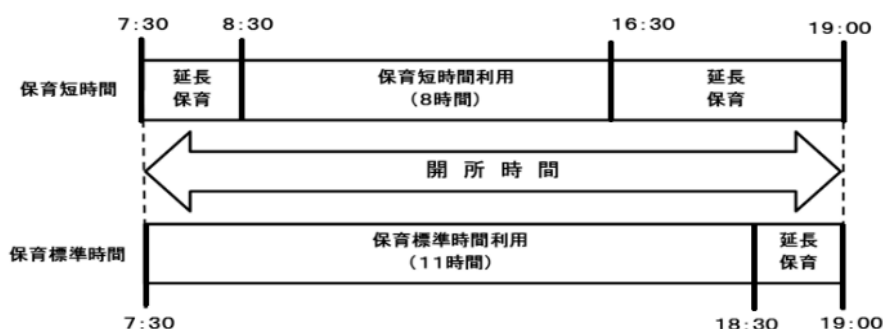
（各保育所等によって開所時間や延長保育の有無等は異なります。）

「保育標準時間」……保護者が共に、月120時間以上就労する場合等

「保育短時間」……保護者のいずれかが月64時間以上120時間未満就労する場合等

各保育所等で定められた保育利用時間については、5～7ページをご参照ください。また延長保育を利用する場合は、別途、延長保育料が必要です。なお、保育所等は就労や通勤等で子どもを保育できない時間帯に、必要な範囲内で利用するものです。

【利用時間のイメージ（公立の場合）】



※延長保育の時間帯を利用する場合には、延長保育料が必要になります。

※図は一例です。各保育所等によって、開所時間や通常の保育時間の設定、延長保育の有無等は異なります。

保育を必要とする事由		保育必要量 (1 日)		認定期間
		8 時間	11 時間	
(1)	就労	●	●	小学校就学の始期に達するまでの期間
(2)	妊娠・出産	—	●	出産予定月の前 2 ヶ月から、出産予定月の後 2 ヶ月までの期間
(3)	保護者の疾病・障がい	—	●	疾病等が快復、平癒した日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
(4)	親族の介護・看護	●	●	介護・看護が終了する日の月末、又は小学校就学の始期に達するまでの期間
(5)	災害復旧	—	●	災害復旧し、保育の必要がなくなった日の月末、又は、小学校就学の始期に達するまでの期間
(6)	求職活動	●	×	利用開始後、3 ヶ月が経過する日が属する月の末日までの期間
(7)	就学 職業訓練	●	●	学校等を卒業（修了）予定日が属する月の末日までの期間
(8)	育児休業取得中の 継続保育利用 小規模保育事業所の卒園後、 継続して保育施設の利用を 希望する場合も含む	●	×	原則、生まれた子が満 1 歳に達する日の属する月の末日までの期間（入所保留による育児休業期間の延長時は除く） 入所日の翌月 15 日までに復職する必要があります。

※(2)妊娠・出産を理由として入所した場合、認定期間（出産予定月の前2ヶ月から、出産予定月の後2ヶ月までの期間）終了後は退所となり、入所は継続できません（妊娠・出産以外の理由で入所を希望する場合は改めて申請が必要です。ただし、利用調整を行います。）。

支給認定内容の変更手続きについて

認定内容について変更が生じた場合には、すみやかに幼保こども園課で変更手続きをお願いします。

○認定内容の変更は、事実発生日（手続き完了後）の翌月からとなります。月途中や過去にさかのぼっての認定内容の変更はできません。

○認定内容によって、保育必要量や保育料を変更することがありますのでご注意ください。（月途中で保育必要量や保育料の変更はできません。）

○育児休業から復職する場合、復職（予定）月の前月中に認定内容の変更手続きを行っていただくと、復職（予定）月の初日から認定内容を変更できます。

（「育児休業 短時間」から、「就労 標準時間」への認定変更等）

保育所等の利用申請について

令和 7 年度の申請をしているが、入所保留中で、令和 8 年度も継続して利用を希望される場合も、下記の受付期間内にあらためて申請が必要です。

(1) 申請の受付時期

【令和 8 年 4 月入所希望 一次選考受付】

受付場所	受付期間	受付時間
幼保こども園課	令和 7 年 10 月 1 日（水）～11 月 7 日（金）	8:30～17:15

- ・各施設の受け入れ状況により、二次選考を行う場合があります。
- ・一次選考受付期間後に申請された場合、二次選考から選考を行います。

【令和 8 年 4 月入所希望 二次選考受付】

受付場所	受付期間	受付時間
幼保こども園課	令和 7 年 11 月 10 日（月）～令和 8 年 1 月 16 日（金）	8:30～17:15

【令和 8 年 5 月～令和 9 年 3 月入所希望】

入所希望月	申請期限	入所希望月	申請期限
令和 8 年 5 月	令和 8 年 2 月 27 日	令和 8 年 11 月	令和 8 年 8 月 31 日
令和 8 年 6 月	令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 12 月	令和 8 年 9 月 30 日
令和 8 年 7 月	令和 8 年 4 月 30 日	令和 9 年 1 月	令和 8 年 10 月 30 日
令和 8 年 8 月	令和 8 年 5 月 29 日	令和 9 年 2 月	★令和 8 年 11 月 30 日
令和 8 年 9 月	令和 8 年 6 月 30 日	令和 9 年 3 月	★令和 8 年 11 月 30 日
令和 8 年 10 月	令和 8 年 7 月 31 日	※申請は令和 9 年 3 月入所選考まで有効	

(2) 申請に必要な書類

次ページの①～③までの書類を受付期間中に幼保こども園課窓口、郵送またはオンラインにて提出してください。※期限までに必着で提出してください。

郵送時送付先 〒632-8555 奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市役所 幼保こども園課 幼保こども園係 宛

※注意事項

1. 書類不備の場合は、利用申請を受付できません。原則として書類不備解消後の受付になります。特に郵送の場合は期日に余裕をもって送付してください。また、簡易書留等、配達の実事が証明できる方法で送付してください。普通郵便で送付された場合も受付しますが、郵便事故等により入所申請の受付が出来なかった場合の責任は負いかねますのでご了承ください。
2. 受付後の書類の返却はできません。写しが必要な場合は、提出前にコピーをお願いします。
3. 申請内容に変更がある場合（希望施設、就労状況の変更等）は、すみやかに変更の手続きをしてください。選考に変更内容を反映させる日付は申請期限に準じます。さかのぼっての反映は行いません。
4. 申請書類に不明な点がある場合は、保護者や勤務先に電話でお問い合わせをする場合がありますのであらかじめご了承ください。申請書類には必ず連絡可能な電話番号を記入してください。

申請書類は、支給認定の審査及び利用調整を行うための重要な資料です。
書類の不備や内容に誤りがないか、提出前に今一度ご確認ください。

	対象者	必要な書類	確認
① 申請 書類	すべての方	こどものための教育・保育給付認定(変更)申請書兼 保育施設・事業利用申請書（令和8年度用）	☐
		同意書	☐
		個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 (個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載 された住民票)（※郵送の場合は写しを添付）	☐
		申請者の本人確認ができる書類(※郵送の場合は写しを 添付) ・本人の顔写真付きの公的証明書(1点)又は ・本人の顔写真無しの公的証明書(2点)	☐
	保育施設を6施設以上希望する方のみ	希望順位表(第6希望以上)	☐
② 保育が 必要な 事由を 証明 する もの	2号認定、3号認定を希望する方は、事由により下記書類の提出が必要となります。 ※同一地番に住む65歳未満の祖父母(世帯分離している場合も含む)がいる場合には、その方の「②保育が必要な事由を証明 するもの(求職活動状況等申告書を除く)」も必要です。提出がなければ、入所選考で減算となります。		
	就労を理由とする方	就労証明書(自営業・農業の方は添付書類が必要)	☐
	介護・看護・妊娠・出産を理由とする方	看護(介護)・出産等状況申告書（添付書類が必要）	☐
	疾病・障がい理由とする方	疾病・障がい状況申告書(添付書類が必要な場合あり)	☐
	就学・職業訓練を理由とする方	就学等(予定)証明書（添付書類が必要）	☐
	求職活動を理由とする方	求職活動状況等申告書	☐
③ その他 必要に 応じて 求める 資料	申請児童以外の就学前のきょうだいが、障がい者通所施設等に在籍している方	在園証明書(市内私立幼稚園に通われている方は不要です。)	☐
	ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証の写し・戸籍謄本・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し・事件係属証明書(離婚調停中の場合)等(いずれか1つ)	☐
	生活保護受給世帯	生活保護受給者証	☐
	・障がい児加配や医療的ケアを希望される場合 ・その他集団生活において配慮が必要と認められる場合 (申請当日又は後日に、児童の状況についての聞き取りを個別に行いますので、ご協力をお願いします)	集団で保育が可能な旨と加配が必要な旨が記載された診断書 等	☐
	同一地番上の世帯員(申請児童含む)に障がいをお持ちの方がいる場合	特別児童扶養手当認定通知書の写し・身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し 等(通所受給者証は不可)	☐
	市外から転入予定の方	賃貸契約書写しなど、転入先の住所が把握できる書類	☐
	市外から転入予定で、天理市に直接申請を行う方	住民票(転入予定者全員分)	☐
	その他申請に係る申し立てがある方	保育に係る申立書	☐

※入所選考および保育料の算定に必要なので、保護者の市町村民税(令和7、8年度)の申告をお願いします。税の申告内容が変更される場合は、必ず幼保こども園課までご報告ください。変更が確認された翌月の保育料から、新しい税額を使用し、保育料を再計算いたします。遡及して変更はできませんので、保育料の還付はできません。

利用調整（入所選考）について

保育所等の利用申請者が多数で、保育所等の受入可能枠を超えている場合、利用調整を行います。調整を行う場合、天理市が定める基準に基づいて保育の必要度を指数として置き換えます。その指数を用いて、保護者が希望する保育所等の中から、利用可能な保育施設を調整（入所選考）します。

ただし、兄弟姉妹で同時に利用申請を行い、調整の結果、兄弟姉妹が同時期に同一施設を利用可能な場合は、希望順位に関わらず同一施設での内定を優先します。

- （１）入所選考基準表（13 ページに掲載）に基づき、申請児童の世帯の保育を必要とする状況に応じて基本指数を設定します。
- （２）加算・減算基準表（14 ページに掲載）に基づき、該当する項目に応じて調整指数の加算・減算を行い、基本指数及び調整指数の合算点数の高い児童を決定します。
- （３）指数が一番高い児童から順に、希望施設に受入可能枠がある場合、入所を内定します。
- （４）同一指数で並んだ場合は、同一指数時の順位表（15 ページに掲載）により優先順位を決定します。
- （５）令和 8 年 4 月入所希望者の調整の結果に関しては、内定者の方へ令和 8 年 2 月中旬までに、書面にてお知らせする予定です。また、希望の保育所等の利用が決まらなかった方（入所保留）には、保育施設入所保留通知書を送付します。その後は、保育所等に入所内定した時点で、書面で内定の通知を行います。（入所保留の場合には引き続き翌月以降から当該年度の年度末まで、調整の対象になります。申請内容に変更がある場合は、すみやかに変更の手続きをしてください。）
- （６）提出していただいた申請書は、令和 9 年 3 月 31 日まで有効です。入所保留のままで、令和 9 年度も保育を希望する場合には、あらためて申請を行う必要があります。
（詳細については、広報紙等でお知らせします。）
- （７）複数の保育施設を併願している場合、調整を行い、内定を通知した段階で、他の保育施設への利用申請の効力はなくなります。調整で内定した保育施設以外の利用を希望する時は、転園の申請が必要です。

天理市では、5 から 7 ページの保育施設（山間部のやまだこども園を除く）に入所できることを基本に待機児童の解消を図っていますので、入所申請につきましては、可能な限り第 5 希望までご記入いただきますようお願いいたします。

なお、13 から 15 ページの指数により調整した後、ご相談に応じて、申請された施設以外をご案内させていただく場合もあります。

入所選考基準表

【別表第1】基本指数表

番号	保育を必要とする事由	理由・状態	保護者
1	就労	月労働時間160時間以上	10
		月労働時間140時間以上160時間未満	9
		月労働時間120時間以上140時間未満	8
		月労働時間100時間以上120時間未満	7
		月労働時間80時間以上100時間未満	6
		月労働時間64時間以上80時間未満	5
2	妊娠・出産	出産予定月の前2ヶ月から、 出産予定月の後2ヶ月までの期間※1	10
3	疾病 障がい	入院(1か月以上)・伝染病・常時臥床	11
		通院(月複数回以上)かつ常に安静	9
		上記以外の事由で保育困難	7
		重度の障害※2	11または13
		中度の障害※3	9
4	介護 看護	同居	
		重度の障がい者※2又は疾病等による入院・ 常時病臥・伝染病のため保育不能の者の 介護・看護を行う場合	10
		中度の障がい者※3又は保育困難である者の 介護・看護を行う場合	9
		その他	8
		別居	
		重度の障がい者※2又は疾病等による入院・ 常時病臥・伝染病のため保育不能の者の 介護・看護を行う場合	9
5	災害復旧	中度の障がい者※3又は保育困難である者の 介護・看護を行う場合	8
		その他	7
		災害復旧に当たっている場合	10
		非自発的な失業※4により、求職中である場合	10
		内定・開業予定※5	5～10
6	求職中	上記以外の場合	1
7	就学・ 職業訓練	月就学時間160時間以上	9
		月就学時間140時間以上160時間未満	8
		月就学時間120時間以上140時間未満	7
		月就学時間100時間以上120時間未満	6
		月就学時間80時間以上100時間未満	5
		月就学時間64時間以上80時間未満	4
8	里親家庭	申請児童が里親に委託されている場合	30
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は 配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	100
10	両親不在	死別、行方不明、拘禁等により両親とも不在の場合	100

(備考) 1. 父母が保育を必要とする事由に応じて、上の基本指数を決定する。

2. 父母それぞれの基本指数の合算を、世帯の基本指数とする。

3. 複数の事由・状況に該当する場合は、基本指数が高い方を用いる。

(注釈)

※1 妊娠・出産を理由とする場合、認定期間終了後は退所となり、継続入所不可。

※2 身体障害者手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの交付、または要介護認定の3～5を受けている。
なお、保護者が「重度の障がい」であることが理由で、児童扶養手当を受給している場合、障がい者本人の基本指数は13とする。

※3 身体障害者手帳3級・精神障害者保健福祉手帳2～3級・療育手帳Bの交付、または要介護認定の1～2を受けている。

※4 雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業給付を受けている。

※5 番号1の中で当てはまる事由・状況の指数を用いる。

【別表第2】 加算・減算基準表

調 整 指 数		
加 算	育児休業明けで復職する場合	1
	申請児童の兄弟姉妹が、市内認可保育所等に入所している場合 (幼稚園・こども園1号利用児童は除く)	3
	申請児童が多胎児である場合	3
	申請児童が障がい有する場合(集団で保育可能と認められる場合)	3
	申請児童が医療的ケアを必要とする場合(集団で保育可能と認められる場合) ※1	4
	保護者が保育士・保育教諭として市内認可保育所等に勤務(予定)の場合	10
	ひとり親世帯等(離婚調停中を含む)	13
	生活保護受給世帯	3
減 算	申請児童若しくは申請児童の兄弟姉妹で保育料・給食費の滞納がある場合	-30
	同一年度内に、正当な理由なく内定を辞退したことがある場合	-1
	申請児童が市内認可保育所等へ入所中の場合 ※2	-3
	同一地番にいる65歳未満の祖父母が、求職活動以外の保育を必要とする事由を有しない場合	-3

○【別表第2】における調整指数の加算項目、減算項目を全て足し合わせる。

※1 事前に受入体制についての相談、調整が必要。

※2 兄弟姉妹が異なる市内認可保育所等に入所している場合に、いずれかが所属する施設への転園希望を行う場合は除く(こども園1号利用児童も含む)。

【別表第2-2】 加算・減算基準表(小規模保育事業所卒園の場合)

調整指数		
加 算	申請児童が小規模保育事業所卒園児である (申請時に2歳児クラスに所属し、3月に卒園予定である児童)	20
	申請児童の兄弟姉妹が市内認可保育所等に入所している場合 (幼稚園、こども園1号利用児童は除く)	3
	申請児童が多胎児である場合	3
	申請児童が障がい有する場合(集団で保育可能と認められる場合)	3
	申請児童が医療的ケアを必要とする場合(集団で保育可能と認められる場合) ※	4
	保護者が保育士・保育教諭として市内認可保育所等に勤務(予定)の場合	10
	ひとり親世帯等(離婚調停中を含む)	13
	生活保護受給世帯	3
減 算	申請児童若しくは申請児童の兄弟姉妹で保育料・給食費の滞納がある場合	-30
	同一地番にいる65歳未満の祖父母が、求職活動以外の保育を必要とする事由を有しない場合	-3

○【別表第2の2】における調整指数の加算項目、減算項目を全て足し合わせる。

○4月入所申請児童に対し、卒園翌年度のみ適用する。

※ 事前に受入体制についての相談、調整が必要。

【別表第3】 同一指数時の順位表

順位	事 項
1	保護者が保育士・保育教諭として市内認可保育所等に勤務(予定)の場合
2	ひとり親家庭
3	基本指数の高さ
4	小学校就学前の兄弟姉妹が多い世帯
5	小学校就学中の児童も含んだ兄弟姉妹が多い世帯
6	希望施設数が多い場合
7	待機期間が長い世帯
8	選考時における市民税所得割額(※1)、(所得割額が0または同額の場合)均等割額が低い世帯
9	入所を希望する施設の希望順位が高い世帯

(※1)政令指定都市において、市町村民税の税率が8%で計算されている場合は、所得割額に8分の6を乗じた金額を基に計算する。

以上の項目で差がつかなかった場合は抽選を行う。

※【別表第1】・【別表第2】・【別表第2-2】・【別表第3】のそれぞれの表は、令和8年4月入所選考時から適用する。

保育料について

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児と市町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償となりました。

非課税世帯以外の0～2歳児については、課税額に応じた保育料の支払いが必要です。また、3～5歳児については、給食費が別途かかります（19ページ参照）。

（1）保育料の算定について（18ページの天理市保育料徴収金基準額表 参照）

- ①保育料は、父母の市町村民税の所得割課税額の合計に応じて算定されます。（ただし、父母の年収（※）が共に98万円未満の場合に限り、同一地番に居住している祖父母の市町村民税を合算します。）

（※）年収は、自営業等で確定申告をしている場合、所得金額を指します。

- ②保育料の決定に用いる市町村民税とは、税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等）の適用を受ける前の税額です。

ただし、政令指定都市において、市町村民税の税率が8％で計算されている場合は、所得割課税額に8分の6を乗じた金額を基に保育料を算定します。

- ③毎年度、4月～8月は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月は当該年度の市町村民税額に基づき、保育料を算定します。

- ④未申告等で税額の確認ができない場合は、保育料を最高金額で決定します。

- ⑤税の申告内容が変更される場合は、必ず幼保こども園課までご報告ください。変更が確認された翌月から、新しい税額を使用し、保育料を再計算いたします。遡及して変更はできませんので、保育料の還付はできません。

- ⑥通所の有無にかかわらず、在籍している限り保育料は毎月納入していただきます。（保育料は月額で算定します。日割りでの算定はできません。）

- ⑦算定上の年齢は、当該年度の初日の前日の満年齢により決定し、年度途中の変更はありません。

（2）多子軽減

同一世帯において2人以上の小学校就学前児童※が、認可保育施設、幼稚園、企業主導型保育事業所等を利用している場合は、利用中の第2子以降の児童の保育料を無償とします。

※以下（3）（4）の場合は、年齢による上限が撤廃されます。

（3）多子世帯の保育料負担の軽減について

- ・保育料の階層がC1からC3までの世帯

兄弟姉妹の人数による保育料軽減措置で、就学前であった年齢の上限が撤廃されました。また、こどもが下宿している場合など、同居、別居にかかわらず、生計を一にする兄弟姉妹を人数に数えます。

（4）ひとり親世帯等の保育料負担の軽減について

- ・保育料の階層がC1からC5までの世帯で、ひとり親世帯・在宅障がい者世帯

兄弟姉妹の人数による保育料軽減措置で、就学前であった年齢の上限の撤廃に加えて、第1子の保育料が「ひとり親世帯等（18ページの天理市保育料徴収金基準額表参照）」の金額、第2子以降の保育料が無償となります。

保育料の支払いについて

(1) 保育料の支払い先

ご利用の施設により、保育料の支払い先が異なります。

施設種別	支払先
市内公立保育所・市内公立こども園 私立保育所	天理市 (指定金融機関・幼保こども園課窓口)
私立認定こども園・小規模保育事業所	ご利用のこども園・事業所
市外公立保育所・市外公立こども園	施設所在市町村(市外) 保育担当課

(2) 保育料の支払い方法(支払い先が天理市の場合)

1. 口座振替

口座振替の申込み用紙は、入所説明会時に保育所等で配付します。入所される1ヶ月前には口座振替申込書を、希望される金融機関に提出の上、口座登録を済ませてください。金融機関で口座情報確認後、天理市役所で口座の登録手続きを行います。登録後は各月28日(28日が土日祝の場合には翌営業日)に口座振替を行います。

なお、口座登録が完了するまでの期間は納付書でのお支払いになります。

※支払いには、可能な限り口座振替の利用をお願いします。

【口座振替 指定金融機関】

南都銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・みずほ銀行・関西みらい銀行・
大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・奈良県農業協同組合・
近畿労働金庫・ゆうちょ銀行

2. 納付書支払

毎月、郵送またはご利用の保育所等を通じて、納付書を配付します。納付書に記載された納付期限までに、指定金融機関または幼保こども園課窓口でお支払いください。納付書支払に対応した指定金融機関の詳細については、納付書裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

※私立認定こども園・小規模保育事業所・市外公立保育所等を利用される場合(天理市以外が保育料の支払い先である場合)は、支払い方法や支払日について、施設ごとに異なりますので、各利用施設で確認してください。

天理市保育料徴収金基準額表（０～２歳児クラス）
（保育所・認定こども園保育部分・小規模保育事業所）

定義と階層区分				3歳未満児保育料 (月額)単位:円			多子軽減 の上限
児童順位				第1子目		第2子目以上	
金額は市(町村)民税 所得割課税額				標準時間	短時間	標準時間 短時間	
1	A	生活保護世帯		0	0	0	年齢による 上限なし
2	B01	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等(B00)	0	0	0	
				0	0	0	
3	C01	市民税課税世帯 (均等割のみ課税)	ひとり親世帯等(C00)	5,500	5,500	0	
				12,000	12,000	0	
4	C02	48,600円未満	ひとり親世帯等(C20)	7,550	7,450	0	
				16,100	15,900	0	
5	C03	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等(C30)	9,000	9,000	0	
				20,700	20,400	0	
6	C04	57,700円以上 59,500円未満	ひとり親世帯等(C40)	9,000	9,000	0	
				20,700	20,400	0	
7	C05	59,500円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等(C50)	9,000	9,000	0	就学前児童
				25,500	25,100	0	上限なし
8	C06	77,101円以上 78,900円未満		25,500	25,100	0	就学前児童 (保育所・幼 稚園等在籍 児童) のみ 軽減対象
9	C07	78,900円以上 97,000円未満		29,800	29,300	0	
10	C08	97,000円以上 108,800円未満		34,200	33,700	0	
11	C09	108,800円以上 169,000円未満		40,400	39,800	0	
12	C10	169,000円以上 301,000円未満		48,000	47,200	0	
13	C11	301,000円以上 397,000円未満		58,400	57,500	0	
14	C12	397,000円以上		59,400	58,400	0	

※表内の3歳未満児は0～2歳児クラスに所属するこどもを指します。

※当該年度4月から8月分の保育料は前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月分の保育料は、当該年度分の市町村民税を基に決定します。

※多子世帯やひとり親世帯等の保育料の軽減等の詳細については、P.16 参照。

※3～5歳児クラスの保育料は無償（別途給食費等の徴収あり）。

※保育料の算定には、保護者の市町村民税の申告が必要です。税の申告内容が変更される場合は、必ず幼保こども園課までご報告ください。変更が確認された翌月から、新しい税額を使用し、保育料を再計算いたします。遡及して変更はできませんので、保育料の還付はできません。

給食費について

3～5歳児については、給食費（主食費・副食費）を施設で別途徴収します。

（0～2歳児の給食費は、保育料に含まれています。）

給食費の金額、徴収方法は施設により異なりますので、利用施設に確認してください。

主食費：ごはん、パン等の材料費

副食費：おかず、おやつ、牛乳、お茶等の材料費

副食費の減免について

①副食費は、父母の市町村民税の所得割課税額の合計に応じて減免されます。（ただし、父母の年収（※）が共に98万円未満の場合に限り、同一地番に居住している祖父母の市町村民税を合算します。）

（※）年収は、自営業等で確定申告をしている場合、所得金額を指します。

②副食費の減免に用いる市町村民税とは、税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等）の適用を受ける前の税額です。

ただし、政令指定都市において、市町村民税の税率が8％で計算されている場合は、所得割課税額に8分の6を乗じた金額を基に副食費の減免を決定します。

③毎年度、4月～8月は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月は当該年度の市町村民税額に基づき、副食費の減免を決定します。

④未申告等で税額の確認ができない場合は、減免を適用できません

⑤税の申告内容が変更される場合は、必ず幼保こども園課までご報告ください。変更が確認された翌月から、新しい税額を使用し、副食費の減免を再判定いたします。遡及して変更はできませんので、副食費の還付はできません。

⑥算定上の年齢は、当該年度の初日の前日の満年齢により決定し、年度途中の変更はありません。

⑦主食費は減免の対象ではありません。

副食費の減免の対象となる児童について

2号認定（保育）の場合の減免対象児童

- ・市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯の児童
- ・市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯のうち、ひとり親世帯、在宅障がい者世帯等の児童
- ・市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、同一世帯内で就学前児童が認可保育所等を利用している場合の第3子児童

1号認定（教育）の場合の減免対象児童

- ・市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯の児童
 - ・市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯で、3歳から小学校3年生までの範囲における第3子児童
- （詳しくは 20 ページの階層表参照）

階層区分と給食費について

2号認定こども（3～5歳児クラス）の場合

階層区分		3歳以上児	
市(町村)民税所得割課税額		第1子・第2子	第3子※以上
57,700円未満		主食費のみ	
57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	主食費のみ	
		主食費・副食費	主食費のみ
77,101円以上		主食費・副食費	主食費のみ

※同一世帯内で就学前児童が認可保育所等を利用している場合の第3子

認定こども園 1号認定こども（幼稚園部分）の場合

階層区分		3歳以上児	
市(町村)民税所得割課税額		第1子・第2子	第3子※以上
77,101円未満		主食費のみ	
77,101円以上		主食費・副食費	主食費のみ

※満3歳から小学校3年生までの範囲における第3子

※給食費の金額は、利用施設により異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

広域利用について

広域利用とは、住所地以外の市町村の認可保育所等に入所を希望する場合、市町村間で協議・調整等を行うことで、住所地以外の市町村で認可保育所等への利用申請や入所ができる制度です。

広域利用を希望するためには、双方の市区町村で広域利用の取り扱いを行っており、利用条件が一致していることが必要です。

広域利用による入所申請を希望する場合は、**事前に双方の市町村に利用条件等をご確認ください。**

また、入所申請される場合は、原則住所地の市町村に申請を行ってください。

双方の市町村の協議により入所が認められた場合でも、広域利用の保育期間は原則、利用調整を行った当該年度の年度末までとなります。

次年度も継続利用を希望する場合には次年度の申請（現況届の提出等）が必要となります。ただし、次年度の利用申請をした場合でも、市町村間での協議や利用調整が必要となるため**継続して入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

（１）天理市民の場合

１．市外の認可保育所等に入所を希望する場合

天理市幼保こども園課に、保育施設・事業利用申請書等を提出してください。

申請期限については、利用を希望される保育施設のある市町村にご確認ください。

なお、郵送手続や事務処理期間が必要ですので、利用希望先市町村の申請期限の２週間前までに書類を天理市に提出するようにしてください。

２．市外転出予定で、転出予定先の認可保育所等に入所を希望する場合

天理市外に転出予定で利用申込をする場合、転出先の市町村で直接申請できる場合があります。転出先の市町村に事前にご確認ください。

転出先市町村で直接申請をしない場合は、天理市幼保こども園課で利用申請を受付し、利用希望先の市町村と協議を行います。

（２）天理市民以外の場合

１．市内認可保育所等に入所を希望する場合

住所地（住民票）のある市町村に保育利用申請書等を提出してください。

申請期限は天理市の定める期限（10 ページに記載）までとなりますが、郵送や事務処理の都合で申請期限よりも早く提出を求められる場合がありますので、お住まいの市町村に事前にご確認ください。

２．天理市に転入予定で、市内認可保育所等に入所を希望する場合

入所月までに天理市に転入予定の場合、入所申請時点で天理市外在住であっても、天理市に直接入所申請を行っていただくことができます（申請書類は天理市の保育利用申請書等を提出してください）。

※転入予定で申請を行った場合、入所月までに天理市に転入する必要があります。

入所月までに天理市内に転入していない場合、認可保育所等への入所内定が取消しとなります。

○広域利用に関する市内認可保育所等の利用調整の取り扱いについて

天理市内の認可保育所等の利用調整に関しては天理市民を優先に入所選考を行います。

ただし、入所月までに天理市に転入予定の場合、または保護者が天理市内の認可保育所等に勤務する若しくは勤務予定の保育士・保育教諭である場合は、天理市民と同条件で入所選考を行います。

天理市外在住者が、市内認可保育所等を利用している場合で、現在利用している保育所等から転園の希望をする際や天理市内の小規模保育事業所に在籍し卒園する場合でも、天理市民を優先して入所選考を行います。

広域利用の入所申請に関する注意

4月入所選考については、広域利用の方は、2次選考分からの利用調整となりますので、ご注意ください。

※ただし、転入予定または市内認可保育所等に勤務（予定）保育士等を除く。

【問い合わせ先】

天理市 健康・こども家庭局

幼保こども園課 幼保こども園係

☎（直通）0743-63-9269

（代表）0743-63-1001

（内線）235・266